

令和 4 年 1 0 月
藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 4 年 1 0 月 2 5 日（火）午後 2 時 3 3 分
場所：F プレイス 3 階 3 0 7 会議室・3 0 8 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和４年１０月２５日（火）、Ｆプレイス３階 ３０７会議室・３０８会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

１ 番	井 上 哲 夫	１５番	落 合 喜 治
２ 番	三 上 健 一	１６番	北 村 利 夫
４ 番	齋 藤 義 治	１７番	吉 川 誠
５ 番	小 林 正 幸	１８番	櫻 井 一 雄
６ 番	飯 田 芳 一	１９番	宮 治 時 男
７ 番	上 田 洋 子	２０番	佐 川 俊 夫
８ 番	加 藤 義 一	２１番	佐 藤 智 哉
９ 番	田 代 恵美子	２２番	澤 野 孝 行
１０番	吉 原 豊	２３番	平 川 勝 昌
１１番	山 口 貞 雄	２４番	神 崎 享 子
１２番	加 藤 登	２５番	福 岡 則 夫
１３番	西 山 弘 行		
１４番	漆 原 豊 彦		

欠席委員は、次のとおり

３ 番	井 出 茂 康
-----	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事 務 局 長	村 山 勝 彦	主 幹	草 柳 真 治	上級主査	永 田 誠
主 任	森 大 晃				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | | | |
|-----|---|-----|-----|--|
| 日程第 | 1 | 議案第 | 48号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 2 | 議案第 | 49号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第 | 3 | 議案第 | 50号 | 非農地証明願について |
| 日程第 | 4 | 議案第 | 51号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について |
| 日程第 | 5 | 報告第 | 13号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 | 6 | 議案第 | 52号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について |
| 日程第 | 7 | 議案第 | 53号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 | 8 | 報告第 | 14号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について |

開会 午後２時３３分

事務局（村山勝彦事務局長） それでは、お待たせいたしました。ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。農業委員の総数２５名、出席者数２４名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

最近の話ですが、「インボイス制度」ということを、よく聞かれると思います。この言葉をよく聞くけれども、なかなか理解ができないというお話を耳にしますが、農協や商工会議所あるいは税務署などは、ここのところ研修会というか講習会をかなり開いているようでございます。

聞き慣れない言葉ですので、理解に苦しまますが、いわゆる「消費税」に関することで、「インボイス制度」を日本語に訳すと「適格請求書等保存方式」ということで、これを聞くとますますわからなくなるというのが、今の状況でございます。

年間売上げが１，０００万円を超えると消費税を納めることが義務付けられておりますが、今のところ１，０００万円以下ですと、消費税は免税ということで「免税事業者」となります。

これからは、今度は、もうちょっと変わってきてまして、事業者登録をしないといけない、１，０００万円以上の方は、事業者登録をしていただくということですが、私も個人と、いわゆる法人の２つの申請をしまして、番号が来ました。

消費税ですから、今までも納めていたのですが、これからは、消費税というものが、取引相手ですとか販売業者によっては、インボイスの請求書をくださいということで、番号を表示してくださいと言われる可能性があります。

そのところで、農家の方ですと、１，０００万円以上の売上げということは

なかなか厳しい状況でございますので、その辺で、どういうふうな手続きをするのか、各個人みんな違うわけですね。免税事業者になるのか、いわゆる適格事業者になるのかということですが、これからは、まあ消費税も今までは益税というか、もらいっぱなしの人がかなりいるんですが、国のほうも、その辺もきちんと取り上げようということで、消費税もかなり厳しくなるということが現実視されています。

そして、所得税ですとか法人税、消費税、いわゆる国税というものは非常に厳しくて、納税が1週間も遅れると、本当にすぐに請求書が回ってきますので、個人個人で、このインボイス制度をどうするかということは、いろいろ考えて、よく検討していただきたいと思っております。

それでは、10月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

事務局（村山勝彦事務局長）　ありがとうございました。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員）　それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員）　事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（永田上級主査）　いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員）　はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、7番の上田洋子委員と8番の加藤義一委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号1については、農業委員等の案件になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号1について、事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局(森 大晃主任) それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに130a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、葛原、1筆、地目、畑。地積、991㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長(齋藤義治委員) 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

7番、上田委員。

7番(上田洋子委員) 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地は、県道横浜・伊勢原線にある「東山田」交差点から北西に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、葛原で露地野菜の生産等により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地については、ジャガイモ・サトイモを生産する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議案第48号、番号1について、許可することに御異議はございませんか。

それでは、議案第４８号、番号１について、許可することに決定をいたします。

(対象委員 入室)

森 主任。

以上です。

それでは、番号2について意見を求めます。

17番（吉川 誠委員） 資料は3ページをお開きください。

地区協におきまして、譲受人の代理人と面談いたしました。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得するとのことでございます。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４８号、番号２について、許可することに決定をいたします。

日程第２、議案第４９号「農地法第４条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案番号 1 については、農業委員等の案件になっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限により、対象委員は、しばらくの間、退席を願います。

(対象委員 退席)

それでは、本議案、番号1について、事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「農地法第４条の規定による許可申請について」、
議案説明をいたします。

地区、御所見・遠藤。番号 1。申請人、住所氏名、記載のとおり。経営面積、86a。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、地番、用田、2筆。地目、ともに畑。地積、2筆合計759㎡。転用目的、駐車場。立地基準、第3種農地。農用地区域除外日、平成2年3月31日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

14番、漆原委員。

14番（漆原豊彦委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道横浜・伊勢原線にある「新用田辻」交差点から北西に約300mの土地になります。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設に囲まれており、一団の農地の面積が下限面積を満たしていないため、「第3種農地」と判断いたしました。

申請者は、花農家として農業を営んでおり、現在、パート・アルバイト等が利用している駐車場が、搬入・搬出のトラックの出入り等に支障があるため、申請地を専用の駐車場として転用するものです。

申請地は、土地の形状が悪く、耕作に適していない土地であり、広い道路に面していて、事務所にも近いことから、駐車場として利用するのが作業効率的に最適であると考え、申請者が自ら駐車場を造成し、使用するものです。

申請地は、東側と南側が道路、北側が宅地と農地、西側が農地に接しています。

出入口については、東側の市道及び南側の県道沿いのスロープを利用します。

北側の宅地と農地との境界には、既存の鋼板がありますので、これを利用し、被害防除とします。

西側の農地との境界には、地上高20cmになるようコンクリートブロック1段を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

また、敷地内は転圧の上、碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とします。

地区協においては、申請者と面談し、周辺に残る農地に影響がないよう、十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —

— — — — —
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第４９号、番号１について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第４９号、番号１について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

（対象委員 入室）

次に移ります。

日程第３、議案第５０号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） それでは、「非農地証明願について」、説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、菖蒲沢、１筆。地目、畑。地積、１６４㎡。内容、昭和６１年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、昭和６３年航空写真。現地確認日、令和４年１０月１１日。

続いて、番号２。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、打戻、１筆。地目、畑。地積、５８０㎡。内容、平成１５年頃から鶏舎の敷地として利用し、現在に至る。確認資料、平成１６年航空写真。現地確認日、令和４年１０月１１日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１５番、落合委員。

１５番（落合喜治委員） 資料は７ページをお開きください。

本件の申請地は、県道藤沢・厚木線にある「笹久保」バス停から東に約５０

申請者は、菖蒲沢の土地を、昭和61年頃から住宅の敷地として利用し、現在に至っているとのことでした。

当該地については、隣接する既存住宅の拡張分として要件を満たすため、非農地を証明できるものとします。

以上です。

2番、三上委員。

本件の申請地につきましては、打戻にある「宇都母知神社」から南東に約400mの土地になります。

申請地は、農振農用地区域のうち農業用施設用地に指定されております。

10

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、１０月１１日に、地区委員の井出委員と、事務局職員で現地確認し、申請どおり鶏舎敷地であることを確認しております。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

議案第50号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５０号について、承認することに決定をいたします。

日程第４、議案第５１号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

森 主任。

事務局（森 大晃主任） 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、説明させていただきます。

地区、藤鵠・村岡・明治。番号１。被相続人、住所氏名、記載のとおり。相続人、住所氏名、記載のとおり。特例農地、地番、本鵠沼四丁目、３筆。地目、いずれも畑。地積、３筆、合計３，０４６㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和４年１月２６日。経営面積、３，９０２㎡。現地確認日、令和４年１０月１２日。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

11

11番（山口貞雄委員） 本件につきましては、令和4年10月12日に、事務局職員及び私、山口で現地確認を行いました。

以上であります。

議案第 51 号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５１号について、承認することに決定をいたします。

日程第 5、報告第 13 号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

永田上級主査。

番号 1 から番号 3 は、借主である法人が、農業を新設法人に移行するため、賃借権及び使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の賃借については、日程第 7、議案第 5 2 号の「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」に上程されております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第 13 号を終了いたします。
次に移ります。

日程第 6、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） それでは、日程第 6、議案第 52 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」、説明をさせていただきます。

番号 1、番号 3 及び番号 7 は、もともと藤沢市において営農していた法人が、新設法人に移行するため、新規借受分として申請がなされたものです。当該地においては、引き続きネギ等を栽培していくとのことです。

番号 2 は、葛原を中心に 332 a を耕作する方の更新借受分です。本件は、先月更新の予定でしたが、申請が遅れたため新規案件として記載しております。

番号 4 から番号 6 は、打戻で 501 a を耕作する法人の更新借受分です。

番号 8 は、宮原で 139 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 9 は、亀井野を中心に 124 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 10 は、石川を中心に 539 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 11 は、亀井野を中心に 119 a を耕作する方の更新借受分です。

番号 12 は、大庭で 5 a を耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

議案第５２号について、承認することに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５２号について、承認することに決定をいたします。

日程第 7、議案第 53 号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

永田上級主査。

本件につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地を貸し付けるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の規定に基づき、神奈川県知事の同意を得た上で、農用地利用集積計画案を作成したものです。

番号2は、獺郷と宮原で27aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、コマツナ等を作付けする予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 53 号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第 53 号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 8、報告第 14 号「藤沢市農業委員会規程第 9 条第 2 項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

永田上級主査。

事務局（永田 誠上級主査） 本件につきましては、まず 13 ページが「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 1 件となっております。

続きまして、14 ページから 16 ページまでが「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 1 件、六会・長後地区が 4 件、藤鵠・村岡・明治地区が 6 件、合計 11 件となっております。

続きまして、17 ページから 20 ページまでが「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が 3 件、六会・長後地区が 8 件、藤鵠・村岡・明治地区が 2 件、合計 13 件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、いずれも報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたらお願いをいたします。

事務局から報告事項等がございますか。

(草柳真治主幹) 私から1点、先月、依頼をさせていただきました委員さんの最適化活動の点検・評価の実績票、こちらは、地区協でまだ出されていないので、本日お持ちいただきましたら、後ほど事務局まで提出をお願いしたいと思います。

齊藤義治委員) はい。

森 大晃主任) 先月の地区協議会で配らせていただきました農地パトロール調査票を提出いただき、ありがとうございました。

御協力ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして10月の総会を閉会といたします。

感想としていかがですか。荒廃地、遊休地、増えていましたか、減っていましたか。

増えていましたかね。

16

よろしく願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、10月の総会を閉会いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後3時07分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員（ 番）

署名委員（ 番）